

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

付帯事業の実施に係る基本協定書(案)に関する質問への回答

No	頁	章	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	4		11	6			使用料	付帯事業に供する施設の整備期間及び解体撤去期間も使用料は発生しますか？	発生します。
2	6		16	2				付帯事業の実施にかかる基本協定書の契約当事者を付帯事業実施企業とする場合、付帯事業終了に伴う違約金は付帯事業実施企業が負担し、事業者(SPC)には求償されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	7	2	17	1			本協定の解除	付帯事業実施企業が付帯事業の継続が困難となった場合、代替企業で付帯事業を継続することもお認め頂けますでしょうか。	協議には応じます。
4	7		17					事業者の責めによる場合に付帯事業を終了する場合も、事業契約書は解除されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6								本協定書の締結時期をご教示ください。	令和6年2月頃を想定しています。